

第13回企画展「極秘機関『ヤマ機関』と登戸研究所
-日本陸軍の防諜とは ゾルゲ事件80年-」記録
「ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化
と東條体制の強化
-『国際諜報団事件』公表から80年-」

メタデータ	言語: ja 出版者: 明治大学平和教育登戸研究所資料館 公開日: 2023-11-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山田,朗 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000177

第13回企画展「極秘防諜機関『ヤマ機関』と登戸研究所
—日本陸軍の防諜とは ゾルゲ事件80年—」記録
講演会①「ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化
—『国際諜報団事件』公表から80年—」

山田 朗

明治大学平和教育登戸研究所資料館長

はじめに

「ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化」というタイトルですが、この「国際諜報団事件」公表から80年というのはサブタイトルにもあるように、1942（昭和17）年5月、すでにアジア太平洋戦争が始まっている頃で、ミッドウェー海戦（6月）の直前なのですが、1942年5月16日に司法省によって公表されました。「国際諜報団事件」という言い方で当時は報道されました。国際諜報団。まさに国際的なスパイが日本の重要な秘密を盗んだということを取り上げられたのです。しかし、後でまたお話ししますが、当時の新聞報道をみても、国際諜報団が一体何を盗んだのかは書けないのです。とにかく重要なことを盗んだけれども、中身については新聞も触れることができない。報道はされたけれども、いったい何が起こったのかというのは当時の日本人にとってはほとんど分からない事件でした。それに加え、そんなに大きな扱いでないですね。後で新聞記事もご覧いただきます。

今日の講演の目的はまず、ゾルゲ事件にいたる戦前の日本の防諜政策の流れを明らかにすることです。防諜という言葉は最近ではあまり使わない言葉ですね。「諜」というのは、スパイ、「間諜」や「諜者」とかという言い方をするのでありますが、それをどのように取り締まろうとしていたのか、それを確認します。

次に「防諜用憲兵資材」という言い方をするのでありますが、要するにスパイ取り締まりのための専用の兵器・道具を登戸研究所でも開発していたのです。それがどのようなものだったのかをお話しします。これはゾルゲ事件にも関わってきます。

それから、ゾルゲ事件というのは非常に政治的に利用された事件で、アジア太平洋戦争中だけではなく、戦後も非常に政治的に利用されていくのです。むしろ日本人の多く、あるいは世界の多くの人々がゾルゲ事件を知ったのは戦後の1949年のことです。当時、GHQの有力者として参謀Ⅱ部（G2）長のC.A. ウィロビーという人がいました。そのウィロビーが、1949年当時、

ソ連がいろいろと悪だくみをしているが、それと同じことが過去にもあったのだということで、ゾルゲ事件を例に挙げ、国家の秘密をソ連のスパイが、特にコミンテルンのスパイだという言い方をするのは。コミンテルンというのは国際共産党ということです。コミンテルンのスパイが重要情報を日本から盗んで、その情報をソ連とコミンテルンに伝えた。それは実は大きな役割を果たしたということ、戦後になって強調するのは。なぜウィロビーが戦後になってそのように強調したのかというと、当時のソ連も同じことをやろうとしているのだから注意しなければならないと、反ソ宣伝の注意喚起のためにそういうことをわざわざ言ったのです。そういう意味では、非常に政治的に利用されたので、ゾルゲ事件という名前だけは有名ですが、ゾルゲ事件とはいったいどのような事件だったのかというのは、当の日本人もよく知りませんし、世界的にも本質というものはつかまれていないのです。

1. 戦前日本の防諜政策

(1) ゾルゲ事件とは

最初に、簡単にゾルゲ事件について触れます。リヒャルト・ゾルゲは確かにソ連のスパイだったことは間違いありません。ドイツ人でもあるんですね。ドイツの新聞記者を装って日本に入ってきました。この人ナチ黨員でもあるのです。そのため、日本のドイツ大使館に非常に信用を得ます。ジャーナリストであるためにいろいろな情報を知っています。そのため、駐日ドイツ大使館にもいろいろな情報を伝える。その代わり、ドイツ大使館からも重要な情報を得て、それをソ連に送ったりしていたわけです。ですから、そういう意味では確かにゾルゲがスパイであることは間違いありませんが、では彼が誰のために、何のためにそのようなことをやっていたのかということは、長らく真相は分からなかったのです。

ゾルゲを中心とした、当時の日本では国際諜報団という言い方がされていましたが、国際諜報団の検挙は1941年9月、まだアジア太平洋戦争の前ですね、この9月から始まり、開戦後の1942年6月まで検挙が続きます。35名が検挙されていて、最終的に17名に有罪判決が出ています。ゾルゲと、その最大の協力者として尾崎秀実^{おざきほつみ}という日本人がいますが、この二人が死刑に処せられました。何の法律が適用されて死刑になったのかというと、治安維持法、国防保安法、軍機保護法、軍用資源秘密保護法という、4つの法律が適用されたのです。治安維持法、国防保安法、軍機保護法は最高刑が死刑です。最高刑が死刑の法律が3つも適用されているわけですから、これは相当重たい刑罰ということになります。

事件が有名になったのは、先ほどもお話ししました1949年2月のウィロビー報告書というものが世界に公表されて、日本人もゾルゲ事件という名前はこの時に知ったという人が多いの

講演会①「ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化—『国際諜報団事件』公表から80年—」

です。戦争中は国際諜報団事件という言い方で、ゾルゲは首魁、中心人物として挙げられますけれど、写真一つ公表されないのです。そして、そもそもどんな情報を盗んだのかというのが示せないで、一般にはあまり印象に残らない。そして、ちょうど日本が非常に調子よく勝ち進んでいた頃だったため、そっちのニュースの方がどんどん宣伝されていて、この国際諜報団事件は一般の人には、そんなスパイ事件があったなあというくらいの印象しか残っていないのです。戦後、ウィロビー報告書でも、米ソ冷戦の激化を背景にして、国際共産主義の脅威、つまりソ連の脅威＝共産主義の脅威だということで非常に強調されたのです。ですから、ゾルゲも国際共産党つまりコミンテルンのスパイだったという言い方がされるのですが、後でお話しますが実はゾルゲはコミンテルンのスパイではない。ソ連の軍隊のことを赤軍というのですが、赤軍のスパイなのです。同じようなものではないのです。命令系統が違うのです。ソ連崩壊後、ゾルゲ事件の一次資料が公開され、最近になって、ゾルゲ事件の研究・解明が進んでいます。事件が公表されてから80年が経ちますが、今まで真相は必ずしも分かってなかったのです。それは、今日のレジユメの参考文献でもご紹介していますが、一般向けにもゾルゲ事件について新しい研究成果を取り入れた本が2冊あり、加藤哲郎さんの【文献〔6〕】『ゾルゲ事件—覆された神話』(平凡社新書)、孫崎亨さんの【文献〔7〕】『ゾルゲ事件の正体』(祥伝社文庫)です。孫崎さんは元外務省の情報局長だった方、たくさん本を執筆されていますが、国際問題専門で、特に情報局長だったため、情報について非常に詳しい方がゾルゲ事件についてお書きになっています。この2冊が、私たちが普通に目にすることができる最も新しいゾルゲ事件研究の本だといえます。そういう研究の進展があるため、登戸研究所資料館でも来年5月に加藤哲郎先生にお越しいただき、最新のゾルゲ事件研究についてお話しいただく機会を設ける予定です。それはご期待いただきたいです。

(2) 〈思想戦〉の一環としての防諜

① 国家総力戦としての第一次世界大戦

戦前の防諜を考えると、当時は、思想戦の一環としての防諜という考え方が非常に強いです。第一次世界大戦は国家総力戦として戦われました。国家総力戦では前線の武力だけではなく、平時からの思想戦、これが重要であると強調されました。ですから、国家総力戦を想定した国防思想の普及・宣伝が戦前においては非常に強調されました。前線で武力をもって戦うことだけではなく、経済戦、つまり経済力をつけて戦争遂行できるようにするとか、平時から一普通のと時から思想戦、思想敵に対抗しなければならないのだと。思想敵の一番の相手は共産主義者なんですね。共産主義者が国内に影響力を持つというのは外敵ではなく、内敵—要するに内側に敵が潜んでいるのだという考え方、これが非常に強調されます。これが今回のゾルゲ事件も国際共産主義がやったことなのだと。ここが強調されたのは、共産主義者＝ソ連の手先

であると、ソ連の手先だから当然スパイなんだという、こういう結び付け方なんですね。

② 〈思想戦〉の要としての防共思想の普及

思想戦としての「国防思想」普及宣伝は、1930(昭和5)年から活発に行われるようになります。ちょうど1930年、満州事変の前の年というのは、日露戦争が非常に回顧されているのです。日露戦争勝利から25周年にあたり、マスコミ、新聞や出版業界でも日露戦争についてたくさん取り上げられます。そして、列国による軍事的脅威が強調されました。しかし、まだこの時期は世界的には軍縮期なのです。1920年代～1930年代というのは海軍軍縮条約が結ばれ、それが有効な時期ですが、すでに軍縮条約や軍縮会議に対する批判が軍部から出ています。そして、愛国精神を高揚させ、兵器献納運動などが起きます。思想戦の要として防共思想、共産主義をはびこらせてはいけなぞというこういう運動です。防共と防諜は一字違いですが、結構接近したものと捉えられていたというのがこの時代の非常に大きな特徴です。「共産主義者はソ連の手先である」という言い方。1930年代になって国防とは外敵からの防衛だけではなく、内敵、つまり思想敵からの防衛だという考え方、これが非常に強く押し出されます。満州事変前後、満州事変はまさに対外的な侵略ですが、同時に国内においては内敵としての共産主義者の取り締まりが強化される。

しかし、共産主義者だけで済まないのです。どんどん対象が拡大していきます。例えば、だんだんとソ連だけではなく、イギリスやアメリカとの関係も悪くなります。そうするとイギリスやアメリカで信奉されている自由主義思想も敵だと、そういう考えの人たちは内敵であると、そういう考え方になっていくのです。日本の外交戦略がどんどん国内にも影響を与えて、共産主義者、自由主義者、こういう人たちも取り締まりの対象になります。敵なんだと、内敵なんだと。ですから、この当時青年将校たちが国家改造運動という形で、非常に政治に傾斜しますね。これは、軍隊の仕事は外敵に備えるだけではなく、内敵にも備えなければならない、だから政治そのものを変えることが重要なんだ、政治そのものを軍隊がコントロールしないと内敵に備えられないじゃないかと、こういうことなんです。1930年代の思想状況をみると、国家総力戦における内敵、思想敵という考え方が非常に強い影響を与えていて、防諜というのは国内における思想戦である、治安維持のためにも必要だという捉え方がこの当時非常に強く押し出されていきます。

ですから、満州事変前後というのはまさにこういう雰囲気非常に強く出る。共産主義者はずいぶんと取り締まられますが、共産主義者ではなくとも満州事変に対して批判的な姿勢を示すと、それは思想敵扱いになっていってしまう。この部分は非常に重要です。日本の防諜ということを考えるときに防諜と防共というものが背中合わせ、セットで捉えられているということですね。

③ 〈思想戦〉における最大の武器としての治安維持法（1925年公布）

治安維持法が公布されるや否や、1928（昭和3）年には最高刑が死刑に引き上げられました。そしてすぐに1928年、1929年には日本共産党への弾圧、大量検挙が起きる。この内敵、思想敵の範囲は次第に拡大し、言論・思想統制へと向かっていく。この部分は企画展でも「治安維持法と特高警察」、それから、その時代の雰囲気非常によく表している「横田喜三郎への弾圧」、圧迫、抑圧というのを現物史料で確認できます。自由主義的な考え方を持っている国際法学者の横田喜三郎が、例えば、満州事変に対して国際連盟がいろいろと口を出してくるのはむしろ当然だという、そういう考え方を当時表明している。そうすると、それこそ内敵だという扱いを受けて、批判する手紙とか、「自決せよ」などと書いてある手紙が来たりするような事態となる。満州事変当時でそうですから、これがどんどん強くなっていきます。現物史料、横田喜三郎自身が持っていた手紙など実物を展示していますので、当時の雰囲気が非常によく伝わってきます。当時の新聞記事などもありまして、新聞もだんだんそういう方向へ傾斜していってしまうのです。

(3) 戦時における防諜法令の強化

① 軍機保護法（1899年制定）の改正（1937年）

もともと明治時代から軍機保護法という法律がありました。それが、日中戦争がはじまった1937（昭和12）年に強化されます。軍機保護法の「軍機」というのは軍事機密ということです。それを守らなければいけないというのですが、なかなか難しいところがあります。こういう法律に基づいて取り締まりをするのは警察や憲兵です。ところが警察官にしてみると、何が軍機かは警察官には分からない。だから、「軍機を漏らしただろう」というのは、軍の方から「この人は軍事機密を漏らしました」と告発してくれない限り、警察だって動きようがありません。警察から軍に対して何が軍機なのかと聞くと、そんなことは言えないとなるわけで、結局、何が軍機で、誰が軍機というものを指定するのかということが曖昧なのです。だいたい、乱用される法律というのは、基本的な概念が曖昧なことが多いです。例えば治安維持法というのも、「国体変革」を唱えるとそれは罪になるというのですが、一体「国体変革」とは何なのか。天皇制を打倒しようとするなどということですが、それを考えただけでもいけないと拡大解釈されてしまう。普通法律はやったことに対して罰を科すというものですが、治安維持法はやり方によっては、考えたことに対して罰することが可能な法律ですから、これは非常に強力なのです。いくらでも拡大解釈ができてしまう。

話を軍機保護法に戻しますと、この軍機保護法は、何が軍機かというのを認定するのは陸海軍大臣ということになっているのですが、例えば現場で警察官が判断できないわけです。ですから、これを主に判断するのは憲兵ということになります。憲兵は軍に属しているので、軍機

保護法違反で逮捕するという時には、警察よりも憲兵が出てきて取り締まります。憲兵というのは弾圧する側としてはたいへんに便利な存在でして、普通、軍隊は武器を持っていますけれども、民間人を逮捕するということはできません。ところが憲兵は警察の機能を持っていますから民間人であっても逮捕することができる。ですから、憲兵は非常に強い存在なのです。しかも、例えば憲兵と警察が対立するようなことがあると、やはり憲兵の方が強いのです。例えば兵隊さんが休暇で街を歩いていた。この時に何か不法行為をしたとしても、警察はその時に捕まえることができません。ただ、憲兵がいますから、憲兵が捕まえるという形になります。そういう点では、憲兵は非常に強力な存在です。この軍機保護法が1937年に改正されて、最高刑が死刑になりました。

② 関連法令の整備

この時期、日中戦争が始まると、関連法令が次々に整備されまして、防空法、国境取締法、軍用資源秘密保護法、改正要塞地帯法、宇品港域軍事取締法といった、要するに軍事にかかわるところはみんな秘密扱いになってしまうのですね。ちょっと滑稽な例だと、改正要塞地帯法や宇品港域軍事取締法などによると、列車に乗っていて要塞の近くを通ったらブラインドを下げなければならない、見てはいけないのですね。見てはいけないといっても、見えてしまいますよね。見えてしまうんだけども見てはいけないということで、それでは本物のスパイは取り締まれないとは思いますが、結局民間人を脅しつける役割しかないのです。本当のスパイがいたとしたら、下げたフリして写真撮りますよ。それに正直に従っているのは一般の人たちだけで、見てはいけないよ、怖いよという、脅しの役目しか果たさないということなのですが、非常に世の中が息苦しくなっています。

これは軍機保護法の改正した後の条文です。このあたりを見てみましょう。「業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス／業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ処ス」(p.67【資料1】第三条)。つまり、外国人が絡むと格段に罪が重くなる。また、「外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者」、これはスパイが想定されますが、先ほどの共産主義者はソ連の回し者だという論理に従えば、社会主義者なども拡大解釈されて「外国ノ為ニ行動スル者」とされてしまう恐れがあるのです。例えば、軍需工場でストライキなどがあって、そのリーダーがかなり左翼的な人であったりすると、非常に危なくなります。軍機保護法とか、もちろん大抵は、ストライキなんかだったら治安維持法で対処されることになるとは思いますが。そして続きですが、やはり「外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス」(p.68【資料1】、第四条)というふうに、格段に重くなっているんですね。

③ 国防保安法の成立（1941年公布）

治安維持法、軍機保護法とじて、もう一つ強力ながあります。これが国防保安法というものです。「国防上秘匿を要する外交・財政・経済その他の国務、軍事以外の秘密漏洩を罰する」と。軍機はすでに軍機保護法で取り締まっていますが、軍機ではなくても国家の秘密はたくさんあるわけです。そういうものの漏洩を取り締まるのが国防保安法で、これも最高刑は死刑になっています。この軍機保護法・治安維持法・国防保安法によって戦前における厳罰主義の防諜法体系は、1941年に完成しました。これは展示にも「国防保安法公布と全国一斉防諜キャンペーン」という、だいたい1940・41年頃から防諜ということが非常に叫ばれまして、防諜週間というキャンペーンが行われました。あまり面白くなさそうな週間ですね。

国防保安法の条文を見てみましょう。「本邦ニ於テ国家機密トハ国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交、財政、経済、其ノ他ノニ関スル重要ナル国務ニ係ル事項」(p.68【資料2】)、国務というのは基本的に内閣の仕事という意味です。軍事の方は「統帥」という言い方をするので、一応ここで分けているんですね。いったいどういう情報を漏らすといけないのかということ、御前会議、枢密院会議、閣議、こういうようなものを漏らしてはいけませんよということです。さらに、「業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外国ノ為ニ行動スル者及外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス」ということで、要するに国家の秘密を漏らすと場合によっては死刑になるということです。戦前における防諜法体系は、ほぼここで完成の域に達したと言っていい。死刑よりも刑罰を重くできないですから。

2. 戦前日本における防諜機関と防諜兵器の開発

(1) 防諜と諜報・謀略：表裏一体性

① 防諜

戦前における防諜機関、どういう機関が防諜に関わったか、あるいは防諜兵器がどういうふうに関与されたのか。これは登戸研究所に非常に関わることなのです。今まで防諜と言ってまいりましたけれども、スパイ取り締まりが防諜、スパイ活動そのものが諜報ですね。で、防諜はスパイ行為を防ぐことで、諜報は日本側がスパイ行為をやるということです。これは、表裏一体のものです。例えば、憲兵隊は防諜をやるけれども、スパイを防ぐノウハウを知っていたら、スパイもできるわけです。ですからこれ防諜と諜報は、表裏一体の関係にありまして、この憲兵隊を統括しているのは、陸軍省兵務局というところなのです。これは軍隊ですが、あとは警察。外事警察・特高警察。これは内務省警保局というところが管轄しています。

防諜というのは、陸軍にとっては、防諜・諜報・謀略・宣伝という秘密戦の4つのファクターがあるのですが、その中の一つです。ですが、防諜と言っても、防諜のためには諜報が必要です。つまり、スパイを取り締まるということはそのスパイ組織について調べなければならないわけですから、当然諜報が必要です。敵組織の探知・調査、それから、場合によってはそれを切り崩すことを考えると、謀略、敵組織の壊滅も必要になります。そういう点では、この防諜・諜報・謀略・宣伝というのは、一応分けて4つになっていますけれども、実はいずれも表裏一体で、ここから違います、分けられますという線はなかなか引きづらいのです。特に防諜を強化すればするほど諜報活動が必要になってきますし、謀略的なことも必要になってきます。

スパイというのは、例えば軍事的なスパイであったとしても、普通、軍人は戦争の時に相手方に捕まったら捕虜になるのですね。捕虜というのは、国際法上保護されています。捕虜をむやみに殺したりしてはいけないわけです。ところがスパイは、捕虜の扱いは受けないのです。スパイは捕まえた国が国内法で、自由にか勝手に裁いてよいということになっていますので、先ほどの治安維持法含めて、ああいう法律で裁くことができってしまうわけです。だからゾルゲもそれで処刑されてしまうということになります。

② 防諜には諜報・謀略機関も動員される

憲兵隊が防諜の中心的担い手なのですけれども、例えば、外地に行くと、特務機関などが防諜もやるし諜報もやるということなのです。特に日本の軍隊、関東軍の哈爾濱^{ハルビン}特務機関というのは、最大の特務機関でした。のちに哈爾濱特務機関は関東軍情報部という名前に変わりましたが、いろいろな特務機関の本部のような形になります。この特務機関は、誰がやっているのかというと、主に憲兵を長として、下士官・兵・大陸浪人・現地人雇員がいます。憲兵とか下士官は職業軍人＝公務員ですね。兵は、義務で兵役に服している。ところが大陸浪人などの現地においてお金で雇われていた人というのは、一番恐ろしい末端の仕事をこの人たちがやることになるわけです。一旗揚げようということで大陸に渡った人とか、あるいはお金で雇われた現地の人たちが、この特務機関の末端となってスパイ活動もやるし、場合によっては暗殺とかそういうことも辞さないということですね。

③ 〈思想戦〉の担い手としての司法省・思想検事

〈思想戦〉の担い手として司法省、今の法務省にあたりますけれども、司法省という役所がありました。それから、そこには思想検事といって思想問題専門の検事がいる。司法省や思想検事は、警察を統括する内務省警保局と連携して、〈思想敵〉を起訴する。司法省と内務省というのは、非常に密接に繋がっておりまして、当然捕まえるのは内務省の役目、起訴するのは司法省の役目です。しかし、いったん捕まってしまったら、これはなかなか逃れられない、そ

ういう形になります。ですから、軍だけではなくて、この警察関係も相当厳しいと言いますか、取り締まりの目というのはなかなか逃れられないということになるわけですね。

(2) 内務省警保局の動向

① 改正軍機保護法の運用

軍機保護法が改正されまして、どう運用するかということになるんですけども、日中戦争開始後に全国各地に官主導、警察主導で防諜組織が結成されます。日中戦争以降ですね。青年団などを中心に防諜団、防諜連盟、防諜協会等の名前で、これは地域によって違います。とにかく防諜と名前を付けた組織が続々とできる。その担い手は主に青年団であったりするわけです。しかしそんなにスパイがいるわけではないですから、あっちこちに防諜団みたいなのができて、スパイがないかって監視したって現実的にはいないわけです。そんなところにはいないのです、そもそもスパイなんて。普通の人が普通の生活しているところにスパイがいるっていうことは、まずないわけですね。スパイだって考えますよ。何か秘密がありそうなところに当然接近してくるわけです。だから結局実態は、防諜を名目にした事実上の精神・思想動員ですね。戦時意識を高揚させたり、引き締めを行う組織ということですよ。

② 防諜組織の整理統合（1940年）

いろいろと無秩序に防諜組織ができてしまったので、1940（昭和15）年に整理統合が行われます。1940年という年は、戦時体制が確立した年と言っていいと思います。町内会・隣組も1940年に組織されます。各種防諜組織の整理統合も1940年で、内務省警保局が指導し、各種防諜組織を警防団というものに統合します。それで、警防団を指導するために印刷物を配布したり、講演会、懇談会、映画会、展覧会が開催されます。当時、展覧会がデパートなんかでも行われます。1941年になりますと、先ほど言いました「防諜週間」という、集中的なキャンペーン期間が設定されます。企画展展示では、「一億総防諜戦士」というコーナーがありまして、これは当時のポスターなんかも貼ってありまして結構面白いです（本号 p.35 参照）。

これは展示のパネルからとりました（本号 p.6 第5図参照）。新聞記事に「防諜」という言葉がどれくらい出ているかということを検索したものです。日中戦争が始まってちょっと経って、1938年頃から「防諜」という言葉が結構出てくるようになる。1940年になると一挙に増えます。そりゃそうですね。防諜組織とか防諜活動みたいなキャンペーンが行われるので、当然記事もたくさん出ます。この水色の方は『読売新聞』、オレンジ色が『朝日新聞』ですけども、41年、42年と、たくさん出てきますね。ですから、結局、この防諜キャンペーンというのは、40年、41年、42年と、ゾルゲ事件が公表されたのが42年ですね。この辺りが最も高まっているということが分かります。

当時の防諜キャンペーンでは、「防諜ポスターの入選発表」などということやっていたのですね。「スパイを防げ!」「スパイご用心」これは入選したポスターです(本号 p.14 第11 図参照)。ちょっと見づらいですが、一等賞の、陸軍大臣賞の賞品は軍刀です。これはやはり時代を表していますね。こういうようなポスターを作って、キャンペーンをした。これは企画展展示を見ていただくとよく分かります。

当時作られたポスターなんかも再現して貼ったりしていますので、防諜キャンペーンの雰囲気というのがよく分かるかと思えます。こんな感じですね(本号 p.35 参照)。これは企画展で貼ってあるポスターです。今、町の中にこのようなものを貼ったら大変なことになりますけれども、資料館の中にこういうふうには貼ってあります。「スパイを警戒せよ」とか、「話すな見るな軍事機密」、こんなこと書いたら余計見たくなくなるという気もしますけれども。

それから、『写真週報』という、国が出している週刊誌があるんですけども、グラビア誌ですね。そこの1ページに、防諜キャンペーン「防諜早わかり」というページがありまして、ちょっと見づらいですが「心も武装せよ」と書いてあります(本号 p.8 第7 図参照)。「心も武装せよ」とは、なかなかいかついネーミングですね。これはちょっとアップにしましたけれども、「防諜早わかり」「日本人たるの自覚こそ防諜の根本である」ということが書かれていたりするわけです。「国民の一人ひとりが防諜戦士たれ」ということ、要するに何か緩んでないか、相互に確認 = 監視せよ、ということです。

つまり、本当にスパイがいるかどうかではなくて、お互いに国民同士が監視し合って、何かブツブツ不平不満を言っている人がいないか、そのブツブツ言っている内容が、スパイが聞くと良い情報になるんだということです。だから何か愚痴を言ってるような、それから「この工場はきついなあ」とか言っていると、それがスパイに持っていかれるよと。結果的に不平不満を言う人を監視するという形になる。スパイが本当にいてもいなくても関係ない。「不平不満は利敵行為である」。これはだいぶ本質から外れてきていますよね。スパイ取り締まりよりも、要するに不平不満分子を洗い出すという。結局、ちゃんと働かない人は、ある意味内敵であるという位置づけ方になってくるということです。ですから、結局、防諜運動は、不平分子の洗い出しへと次第に傾斜していくのです。ほとんどの人は本当のスパイなんて見たことないですからね。

【補足説明 1】 陸軍における防諜機関設立の動き

① 2.26 事件を契機とする陸軍省の組織改編 (1936 年 8 月)

ここで陸軍における防諜機関設立の動きについて補足説明いたします。2.26 事件を機に、陸軍省の組織改編が行われます。なぜ 2.26 事件をきっかけにするかという、陸軍も憲兵の活

講演会①「ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化—『国際諜報団事件』公表から80年—」
動によって、決起将校たちの情報はある程度掴んでいたけれども、抑えられなかったわけです。ですから、もっと情報収集体制を強化せよという命令が出まして、陸軍省にそれまでなかった兵務局というものが新設されまして、そこに憲兵を管轄する兵務課と、国内防諜を担当する防備課（のちに防衛課と名称が変わる）がおかれます。それまで、防備課は軍務局にあったのがこの兵務局、つまり憲兵を管轄する部署に移管されました。ですから、この組織改編によって、憲兵の役割、存在感が大きくなったと言えます。

② 陸軍大臣直轄の陸軍省軍事資料部・兵務局分室「ヤマ機関」の設置（1936年9月）

そして、今回の企画展の一つの目玉であります、「ヤマ機関」というものが設置されます。陸軍大臣直轄の陸軍省軍事資料部・兵務局分室と呼ばれているもので、これが1936（昭和11）年の段階で設置されました。兵務局が設置された時の最初の局長が阿南惟幾あなみこれちかです。8.15クーデター未遂事件の時の陸軍大臣ですね。この阿南が、岩畔豪雄いわくろひでお・福本亀治・秋草俊、この3人に秘密戦要員養成機関、あるいは、そのさらに大元の防諜研究所なるものを作れと命じるのです。この人たちは、日本の秘密戦にこれから深く関わっていく人たちです。例えば秋草俊は、中野学校の初代校長になります。それから岩畔豪雄も、そういう日本の謀略の中心なんですね。この福本亀治はもともと憲兵で、中野学校にも深く関わる人です。そして、この秘密戦要員養成機関ということで1938年に後方勤務要員養成所、のちの中野学校が作られていくわけです。

これは企画展展示パネルで、関係がよく分かるので載せておきましたけれども、秋草俊を中心に一つのグループができます。それに対して、モノで支援するという形で、陸軍科学研究所秘密戦資材研究室、ここが大きくなって、登戸研究所になるわけです。その主任は篠田 籙しの だりょう、のちの登戸研究所の所長です。例えば、秋草俊のもとに、開緘室かいかん、開緘とは、要するに封書を密かに開けて、中を見て、また元に戻して分からないようにするという、これはそうしないとただ開けただけだったらばれてしまいますから。そのための部屋を設置する。これは郵便局内にあります。この作業は、何日も時間かけるわけにはいかないです。何日もかかっていると届かないぞと怪しまれますから、すぐにやるわけです。封を開ける道具、それから、あたかも元と同じように戻す道具というのを、秘密戦資材研究室、のちの登戸研究所の第二科にあたるのですけれども、そういうところでやるのですね。それから電話の盗聴とか、そういうようなことも始めます。

【補足説明2】「陸軍登戸研究所」の成立（1939年）

登戸研究所は、1939年に陸軍科学研究所登戸出張所として本格的に出来上がります。第一科、第二科、第三科という体制ができる。特に第二科というところが防諜・諜報・謀略用の器材開

発の中心で、ここの重要人物の一人が伴繁雄さんです。そして、1942年に、陸軍の組織改編があり、名前が第九陸軍技術研究所となります。さらに、本土決戦に向けて長野県伊那地方に分散移転となるのですが、防諜という点でも登戸研究所は重要な働きをします。

(3) 登戸研究所第一科で開発・製造された防諜兵器（憲兵資材）

① 不法電波検査器材

登戸研究所の第一科というところは電波関係を扱っているところですが、不法電波の検査器材、こんなものを作っています。鑑波器^{かんぱき}というのですが、要するに電波がどこから出ているかを検知するのです。それから、可搬性方向探知機、携帯用電波探知機。どこから電波が出ているかということ、大体3か所から測定するとこの場所あたりから電波が出ているということが絞り込めるのです。そして、現場の憲兵などは小型感度確定器というのを持っていて、電波が出ているところに行くと、ブザーが鳴るというものです。ですから、怪しげな電波が出ている場所を絞り込んで、そこに突入して、現場を押さえるための道具です。

② 携帯用無線器材

それからもちろん、そのためには機動力がないといけないので、それに取り締まりに当たる人たちも無線を持ち、連携して行動することになります。

(4) 登戸研究所第二科で開発・製造された防諜器材（憲兵資材）

① 防諜と諜報は表裏一体

まさに防諜と諜報は表裏一体なんです。これは秘密インクの例ですが、いろんなタイプの秘密インクがありまして、要するに、防諜、スパイ取り締まりの側からすると、スパイに分からないように情報を獲得しようとするわけです。その手立てがいろいろとあって、紫外線を当てると光るようなインクとか、そういうようなものがあって、それを使って秘密の通信をやる場合と、相手方の通信を暴くということをする。この暴くという点で、登戸研究所は非常に力を発揮したようです。

これは資料館の展示パネルですが、ライター型カメラなどもスパイ用品の一つです。これは第二科が「特殊理化学資材」の開発で表彰されましたという賞状です（「陸軍技術有功章」）。「昭和十八年四月」、これは、暗殺用毒物＝青酸ニトリールの開発で功があったということです。「特殊理化学資材」とあるのは、暗殺用毒物とは書けないですからね。それから、これは憲兵学校のテキストですけども、『秘密戦関係』と表紙にあって、中身を見ますと、かなり鑑識の仕事に近いことが書かれています。指紋をどうやって採取するかとか、あるいは、足跡をどう採取するかとか、よく刑事ドラマなんかを見ると鑑識の人がやっている、まさにそういうことが

講演会①「ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化—『国際諜報団事件』公表から80年—」書かれています。ただ、ちょっと違うのは、要するにそういう捜査だけではなくて、何かやった時にいかに指紋を残さないかとか、あるいは足跡を残さないかということが注意事項として出てきます。そこがちょっと違うところですね。

② 防諜用憲兵資材の量産化

第二科で開発された防諜兵器としては、けっこう防諜用憲兵器材というのが量産されるのです。これは第二科ですから、さっきの封書を開けるとか、そういうような道具が結構出てまいります。そういうことをやっていたのですね。それから盗聴用の道具とかです。

3. ゾルゲ事件の摘発とゾルゲ機関の全体像

(1) ゾルゲ事件の摘発：容疑者の検挙

① 「国際諜報団」の摘発

ゾルゲ事件の摘発は、容疑者の検挙は1941年、昭和16年9月から始まり、「国際諜報団事件」と警察の中では言われていました。翌42年1月からは「中共諜報事件」と言われて、中国に関わっていた人の摘発も始まります。ゾルゲ機関というのは、ラムゼイ機関とも言うんですが、もともと中国にあったのです。中国にあったのが、日本に渡ってきたのですね。ですから中国との繋がりもあります。尾崎秀実は、まさに中国問題の専門家ですから。このように2段階で検挙がありまして、捜査は警視庁特高課・外事課、憲兵隊と司法省と、総出で行なわれた。取り調べを受けた者は100名以上です。全部で35人の人が検挙されまして、17人が諜報機関員だと認定され、あと半分の18人は「情を知らざる者」、事情を知らないという意味です。しかし、事情を知らなかったから許されるかというところではない。つまり協力しているとなる。19人が起訴され、17名有罪、1名無罪、1名未決拘留中に獄死しました。判決が出る前に亡くなってしまった宮城與徳みやぎよとくという人です。

これはゾルゲ事件を報じた時の新聞です（1942年5月17日付『東京朝日新聞』朝刊1面）。これ全体が1面なのですが、このゾルゲ事件は太枠の部分です。だから割と記事（文字数）はたくさん出ているのですが、写真一つない、全部文章の記事ですね。「国際諜報団検挙さる」と見出しで書いてあります。けれども、それよりも「我が潜水艦の敵船舶撃沈」の方が大きなニュースですね。1942年5月の記事ですからね、戦果が上がったという記事の方が大きい。相当関心のある人でないと読まない記事ですね。こんなにべったり字で埋まっている記事というのは、あまり惹きつけられない記事ですけども、これが80年前に発表された記事そのものです。

ちょっと記事を拡大してみました。「国際諜報団検挙さる／内外人五名が首魁」ということで、

「長年の偽装暴露」と書いてあります。もちろんよく見ても、何を盗んだのかというのが分からない。それは国家機密ですから、それをここに書いてしまったらまずいわけです。今度は新聞が取り締まられることになる。そこがなかなかのジレンマなんですよ、こういう事件は。

② 「ゾルゲ諜報団」の検挙（1941年）

ゾルゲ機関には、ラムゼイ機関という言い方もあります。自分たちがソ連に通信する時に、コードネームがある。このゾルゲの機関は「ラムゼイ」というコードネームを使っていたのでラムゼイ機関というのです。

ゾルゲ事件の摘発の最初のきっかけは、1941年9月27日、北林トモという人が和歌山県で検挙されたというもので、そこから芋づる式にどんどん捕まっていくのですが、北林トモという人は、アメリカ共産党日本人部に属していた。続いて同じく、アメリカ共産党日本人部に属していた宮城與徳という人が捕まる。この宮城與徳は、確かにラムゼイ機関、ゾルゲ機関の主要な人ではあるのですが、北林などその他の人は必ずしもそうではないです。そして、尾崎秀実が10月14日に検挙されます。多くの本には大体15日と書いてありますが、14日に捕まった可能性が高い。これは後でお話します。この尾崎秀実という人物は、評論家で、『朝日新聞』の記者でもあったのですが、満鉄調査部の囑託で、何とんでも元近衛内閣の囑託、ブレーンだった、これが非常に重要なことです。

普通、この15日に捕まったということに関して、実際尾崎秀実の獄中手記にも10月15日に捕まったと書いてあるのです。しかし、獄中手記というのは、獄中にある人が書いているわけですから、権力的手中にある段階で書いているわけです。ですから、これは少し怪しいかもしれず、14日の可能性が高い。【文献〔7〕】孫崎さんの『ゾルゲ事件の正体』という本で見ますと、この一日の差が大きいんだ、と記されている。なぜならば、14日の朝、尾崎は検挙されて、その日のうちに、近衛は総辞職を決意するというのです。これがもし15日に捕まっていたら、もう近衛が総辞職を決意した後に捕まったということになるので、この一日の差が大きくて、まさに尾崎が捕まったことによって近衛はもう内閣が維持できないと、自分の側近が捕まってしまったわけですからね。それで内閣総辞職することになったんだというのが孫崎さんの推論なのですけれども、これを裏付ける14日に検挙されたと書いてある本なども幾つも挙げられています。

そして、ゾルゲの検挙が10月18日です。ゾルゲはドイツの『フランクフルター・ツァイトゥング』という新聞の特派員でした。それから、同日検挙されたのがブランコ・ド・ヴァーケリッチ、フランスのアヴァス通信の通信社員です。ゾルゲとヴァーケリッチは盟友です。しかし、この人たちだけでは諜報活動はできないのです。マックス・クラウゼンという通信技師、この人がいないことには通信できない。この人たちが18日に一斉に捕まります。この後も10月、11

講演会①「ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化—『国際諜報団事件』公表から80年—

月、12月と関係者が捕まっていって、結構有名人もいます。犬養健^{いぬかいける}、この人は犬養毅の息子ですが、これは尾崎秀実の知人で、情報を流していたということで逮捕されました。

③ 「国際諜報団」＋「中共諜報団」の検挙（1942年）

1942年3月には、西園寺公一^{さいおんじきんかず}、西園寺公望^{さいおんじきんもち}の孫まで捕まりました。この人も近衛のブレーンです。要するに、西園寺だとか犬養というような、割と権力の中枢に近いところにいた人から情報が漏れていたということになります。ところが、実は、もっと他にも尾崎に情報を流してしまった人がいるのです。いるのですが、軍人なんです。軍人は「ゾルゲ諜報団」の検挙には含まれていない。むしろ最も重要な情報は海軍関係から流れている。御前会議決定とか、日本は南か北のどっちに進むというようなこと、非常に重要な情報は軍人から流れているようなのですが、そこには捜査は及びませんでした。

(2) ゾルゲ事件の全体像

① 司法省の発表（1942年5月16日）

司法省の発表が1942年5月16日にありました。それによれば事件はこのように説明されています。コミンテルン、国際共産党本部より「赤色諜報団組織確立」の指令を受けて派遣されたゾルゲは、1933（昭和8）年に来日して、ヴェーケリッチを加え、順次、宮城・尾崎・クラウゼンらを加入させ「内外共産主義者より成る秘密諜報団体」となったとされました。これはまさに共産主義者＝スパイ＝売国奴という図式がここで強調されたということです。これは、コミンテルンというところが重要です。つまり国際共産党の陰謀なんだということが強調される。

② 米陸軍「ウィロビー報告書」の指摘（1949年2月）

実はこの同じ図式が、戦後、1949年のウィロビーの報告書でも強調されています。ウィロビーは当時、GHQの参謀Ⅱ部（G2）の部長で、1952年に『赤色スパイ団の全貌：ゾルゲ事件』という本を出版しています。この本、邦訳はこうなっていますが、*Shanghai Conspiracy*、上海陰謀団という原題になっています。もともと中国にいた諜報団が日本に渡ってきたという書き方ですね。ここでも、ゾルゲを首魁とする赤色陰謀団が、世界スパイ史上空前の働きをしたと書かれています。そもそもウィロビーなぜこんな報告書や本を作ったのかというと、「現在及び未来の警告となり得る」というのです。つまり、共産主義者が国家機関・マスコミなどに入り込んでスパイ活動を行うとともに世論を誘導している、その典型事例がゾルゲ事件だということです。確かに、ゾルゲは、国家機関の中枢から尾崎を足掛かりにして情報を得たわけですが、自らもジャーナリストです。だから、まさに国家機関・マスコミなどにスパイが入り込んで大きな役割を果たしているというウィロビーの反ソ連プロパガンダには好都合でした。だから、

過去の話の回顧だけではなく、まさに今同じことが行われているぞというのが「ウィロビー報告書」の結論なのです。だから、戦前の日本の司法省の発表の筋立て、これは共産主義者の陰謀なのだということのとはほぼ同じ言い方がされたということです。司法省が共産主義者の陰謀（日本における共産党の再建の陰謀）にしたかったのは、治安維持法を適用するにはそれが一番やりやすかったからです。

この図は、ソ連の情報伝達経路でして、これは展示パネルにありますので見ていただきたいのですが（本号 p.22 第 15 図参照）、二系統あるのです。ゾルゲはここにいるのですが、ゾルゲの上をたどっていても、コミンテルンには繋がらない。これは赤軍、ソ連の軍隊の方に繋がっている。そういう意味では、コミンテルンのスパイという形で、共産主義者の陰謀、あるいはスパイという形で語られてきたゾルゲ事件は、ちょっと違っている部分がある。なんかこう、脚色されたもの、その時その時の政治状況に利用されてきたということなのです。

③ 最近の研究

旧ソ連崩壊後、文書資料が公開されまして、研究が進んできて、ゾルゲは赤軍情報本部というところに属するスパイということが分かっています。そして、ジャーナリストとしてドイツ大使館、日本の上層部・軍部に各種情報を提供した（その見返りに情報を得た）。つまり、ゾルゲがやっていたことは情報収集だけではなくて、いろんな情報を逆に提供しているのです。ゾルゲは、ソ連上層部からはある時期まで「二重スパイ」と疑われていました。なぜならば、ゾルゲはドイツに信頼されるために、自らナチ黨員になっていた。そのことをソ連も掴んだらしくて、「二重スパイ」ではないかというふうに1941年6月くらいまで疑っている。また、ゾルゲにとって非常に気の毒だったのは、ゾルゲを派遣した彼の上司は、スターリンに疑われて処刑されてしまっていたのです。だから、ゾルゲは反スターリン派の末端に連なるものとして、ソ連では一時期考えられていて、信用されていなかったということです。信用されるようになったのは、1941年の6月の、ドイツ軍がソ連に侵攻したことがきっかけです。ドイツ軍がソ連に、6月に侵攻するというのを、ゾルゲはずっと前から伝えていた。ですがその時は、赤軍上層部もスターリンも「あいつは二重スパイだから信用しない」と言って、正当に扱っていなかったのです。ところが実際に6月にドイツ軍が攻めてきてしまいましたので、そこから少しゾルゲに対する見方が変わってくる。

これについては、現在、二つの考え方があるようです。先程ご紹介した孫崎さんの本【文献〔7〕】だと、ゾルゲ機関自体としてはそんなに大きなものではないと、むしろ小さなものだと。確かに人数的にはそんなに大きな規模ではないと。加藤哲郎さんの本【文献〔6〕】によりますと、ソ連が極東・日本情勢を把握するために送り込んだのは、ゾルゲ機関だけではなくて、実は複数あると。その中の一つにすぎないのだという言い方をされています。ですから、ゾルゲ

講演会①「ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化—『国際諜報団事件』公表から80年—」
が掴んだ情報がどうであったのかという評価は、加藤さんと孫崎さんではちょっと違うのです。孫崎さんは、ゾルゲ情報というのはそもそも最後まであまり活かされなかったという考え方で、加藤さんは、必ずしもそうではなく、1941年7月以降、ゾルゲは信用されて、一定程度彼の情報は活かされたはずだという立場のようです。

(3) ゾルゲ機関の目的

① 内務省・司法省の見方（戦中）

ゾルゲ機関は、日本の司法省の発表では、コミンテルンの指令を受けて、日本の共産主義運動を再建するとともに、「我国情に関する秘密事項を含む多数の情報を入手し」コミンテルンに提供していたということになる。ゾルゲ機関には日本の共産主義運動再建という目的が実はあったとしている。日本国内ではゾルゲ事件の摘発とほぼ同じ頃に、例えば横浜事件などが摘発されているのですが、これらはほとんどが共産党再建疑惑事件なのです。でっち上げですけども。そういうストーリーの中でゾルゲ事件も使われたのです。当時の内務省とか司法省は、ゾルゲ機関は共産党再建という目的と同時に日本の秘密事項をコミンテルンに提供していたのであると。この陰謀論に立脚すれば、ゾルゲは赤軍ではなく、コミンテルンのスパイでなければならなかったのです。

② ウィロビーの主張（戦後）

ウィロビー報告書によれば、「ゾルゲの『日本軍はソ連攻撃の意思なし』との情報に基づき、ソ連はシベリア師団を西部戦線に送ることができ、モスクワ防備を完うする」ことができたと言われます。ゾルゲの活動はソ連にとって大いに役に立ったと。ゾルゲの活動こそがソ連を救って、それほどスパイは大きな影響力を持っているものだということです。これもまただいぶ都合のいい話ですね。このウィロビーの主張は現在でも非常に多くの書籍で踏襲されています。1941年7月から9月の頃は、ドイツ軍がモスクワに次第に迫ってきている。どうやっても極東から兵力を引き抜かないとモスクワを守り切れない。だからこのゾルゲの情報によって、スターリンは極東から兵を引き抜く決断をして、ドイツ軍をモスクワぎりぎりのところで食い止めた。これをウィロビーの著作ではものすごく強調されるのです。それが踏襲されている本が今でも結構ある。ですが、厳密に検討すると、ゾルゲ情報がシベリア師団西送の決め手になったのかどうかは、はっきり分からないというのが今のところの結論です。むしろ、ゾルゲが情報を送る前から、別ルートでの日本軍に関する情報がソ連に送られていたのではないのかということ、孫崎さんは言っています。だからこのあたりは、もう少し史料が出てくると明らかになってくるのかもしれない。

③ 最近の研究

戦中の内務省・司法省の取り調べ・裁判の資料には、強いバイアスがかかっています。また、世界的に流布してきたウィロビー的な解釈は、明らかに冷戦の産物です。ゾルゲが1941年6月の独ソ戦開戦情報をドイツ大使館から入手し、赤軍に通報したのは確かです。ただし、この段階ではゾルゲはソ連本国では信用されていませんでした。そして、日本の御前会議、この1941年には、7月2日、9月6日、11月5日、12月1日の4回の御前会議があるのですが、ゾルゲが7月2日と9月6日の内容を入手したことは確かです。しかし、ウィロビーなどはこれで日本軍が南進する、北には行かないことをゾルゲが伝えたと言っているのですが、実は、8月いっぱいまでは、日本軍の北進の可能性があるということをゾルゲは通報しています。また、ゾルゲはソ連に情報を送りつつ、個人的には、日本による対米戦争を阻止しようとしていたところがあります。ソ連だけの利益になる情報を送っているのではなくて、むしろゾルゲがやりたかったのは、戦争そのものの阻止だったのではないかという解釈もあります。これに関して、尾崎は明らかにそういう考え方に基づいてゾルゲに協力しているのです。ゾルゲはアメリカ駐日大使のグルーや、アメリカの『ヘラルド・トリビューン』紙のジョセフ・ニューマンという記者にも情報を提供しています。日本は南進するかもしれないから注意しなければならない（南進への対抗措置を取るべきだという含意がある）と。だから、単なるスパイだったらもう少し違った行動になったと思います。ゾルゲがジャーナリストであるというのはある意味で仮面ですが、かなりそちらも本当の顔だった可能性があるのです。

4. ゾルゲ事件の摘発側の意図・目的

(1) 特高警察と憲兵の関係

① 内務省（特高警察）が捜査を主導した理由

ゾルゲは、400通くらい無線通信で情報発信をしています。クラウゼンが無線発信をしています。ただ、クラウゼンはゾルゲから渡された情報をそのまま流しているのではなくて、かなりセレクトしたり短くしたりしています。意図的に発信量を減らしているのです。

しかし、クラウゼンの無線発信情報などは、憲兵の「ヤマ機関」などが捉えていたわけですから、本来ならば軍（憲兵）がゾルゲグループの活動拠点に踏み込むはずですが、憲兵による尾行をドイツ大使館のゲシュタポのマイジンガー大佐が、ゾルゲはナチ党員だから信用が置けるんだと強く抗議した。日本の憲兵がゾルゲを尾行するのはけしからんと言って、激しく日本陸軍側にねじ込んでくるのです。だから憲兵は、表向きにはゾルゲを追うことができなくて、情報だけを警察に渡して、警察が逮捕するという形になるのです。ですから結局、ゾルゲを捕

まえたのは特高警察ということになります。

② 陸軍の親独派軍人はゾルゲと交流があった

しかも、陸軍の中の親独派の軍人（軍務局長・武藤章少将、^{まなきたかのぶ}馬奈木敬信大佐、^{やまがたありみつ}山縣有光大佐、^{さいごうじゅうご}西郷従吾少佐ら）はゾルゲと結構交流がありまして、ゾルゲのことを信用していたのです。これは日本陸軍の面目丸つぶれなのですが。また、海軍の藤井茂は、西園寺公一に情報を提供した張本人です。だから軍人絡みのところがたくさんあって、憲兵としてはこれ以上突っ込んでいくと自分の首を絞めることになるので、突っ込めないということになります。ですから、陸軍はゾルゲ機関摘発の主役にはなれなかったのです。

(2) 内務省（特高警察）側の意図・目的

内務省・警察当局の意図・目的は、司法当局とほとんど同じで、国内における共産主義運動の再建阻止の一環としての摘発ということで、前述しましたように、ゾルゲ事件摘発とほぼ同時に、中共諜報団事件、横浜事件、満鉄調査部事件などの摘発を実施し、共産主義者＝スパイという図式を強調して国内の引き締めを図りました。また、国家上層部のリベラル派（親英米派）への威圧ということもあったかと思います。

(3) 陸軍（憲兵）側の意図・目的

陸軍側の意図・目的としては、近衛文麿の側近を狙い近衛体制の弱体化を図ったという面は確かにあったと思われます。孫崎さんは『ゾルゲ事件の正体』【文献〔7〕】において、1941年10月12日までは、近衛は当時全然内閣を辞めるつもりではなかったが、この頃になると、憲兵司令部が近衛に辞職を求めたりして、14日の早朝に尾崎が検挙されると、12日の段階では結構やる気だった近衛が、急に閣議の席でも東条に対して沈黙してしまう。そして閣内不一致に陥って、14日のうちに近衛は総辞職を決意した、と主張しておられます。近衛が12日の段階ではやる気だったとすると、やはりこの14日朝に尾崎が検挙されたということは近衛にとって大打撃で、東条にとっては近衛追い落としに非常に都合のいい話になるのです。そして、10月16日に近衛内閣総辞職、それを引き継いだのは東条であるということです。ですから、ゾルゲ事件は近衛内閣打倒のために利用されたと孫崎さんは強調されています。陸軍は、近衛体制弱体化にゾルゲ諜報団摘発を利用しようとしたのではないかと私も考えています。

ただ、昭和天皇の研究をしている私としては、10月12日の段階で近衛が内閣の継続に意欲があったというところには疑問がありまして、昭和天皇の戦争への傾斜とアメリカ側からの巨頭会談拒否、それに10月上旬には和戦の決定をするという9月6日御前会議決定の縛りからして、尾崎の逮捕の如何に関わらず、近衛は内閣を投げ出したのでないかと個人的には考えて

おります。

それから、ゾルゲ事件が公表された時期ですが、ちょうど1942年4月に翼賛選挙があって、ゾルゲ事件が公表されて、翼賛政治会が結成されました。まさに東条体制強化のための宣伝材料、国民の引き締め利用されたと考えられます。常にスパイ取り締まりなどは、ほとんど国民の精神動員、引き締めに使われていたわけです。ですから、ゾルゲ事件の公表もそういう一環として考えると分かりやすいのではないかと思います。

おわりに

このゾルゲ事件については、登戸研究所資料館は今後も追っていかうと思いますが、やはり戦中・戦後につくられたゾルゲ事件のイメージは、それ自体が「情報戦」、その当時の司法省や内務省が国民を結束させるためにやった情報戦でありました。また、戦後は、ウィロビーたちによるソ連に対抗するために行われた米ソ冷戦にともなう「情報戦」という色彩が非常に強い。だから本当のところは随分隠されているということです。

ゾルゲ事件の摘発は近衛体制の弱体化に、ゾルゲ事件の公表は東条体制強化のための材料として使われた面があるということで、常に政治絡みでゾルゲ事件が扱われているので、そこをもう少し当時のまさに「情報戦」的な要素を剥ぎ取ってゾルゲ事件の本質に迫らなければいけないのではないかと思います。今回の私の話ではまだまだ不十分でありますので、先程も言いましたけれども、来年（2023年5月）も加藤哲郎さんにもお話をいただくということにしております。予定よりも長くなってしまいましたが、私の話は以上です。どうもありがとうございました。

質疑応答

〔問1〕ゾルゲ事件には朝鮮人は関わっていなかったのか。防諜体制と朝鮮の独立運動、防諜機関の朝鮮人雇員はどうであったのか。

〔山田〕これは、ゾルゲ事件そのものについては、もともとゾルゲ機関が中国にあったということからして、中国人が関係している可能性は大いにあります。しかし今のところは、例えば朝鮮の独立運動家とか、朝鮮における共産主義者が関わっていたということは確認できないです。ただ、分からないことはたくさんあります。

〔問2〕もし近衛内閣が続いていたら太平洋戦争は回避できたのか。

〔山田〕これはなかなか難しい問題ですけれども、そもそも近衛内閣は続けられなかったであろうと思います。やはり陸軍の圧力が非常に強かった、要するに近衛を引き下ろすという流れになっていましたので、近衛内閣が続くのはなかなか難しかったであろうと思います。

〔問3〕第二次世界大戦中、日本も日系人を中心とした諜報機関をアメリカ国内に構築していたと聞いたことがあるが、本当か。

〔山田〕これは確かです。外務省も陸軍も海軍も、みんなハワイや北米大陸の日系人社会の中にスパイ組織を作るのです。ところが、これはちょっとアメリカが一枚上手だったのです。日系人を隔離してしまうわけです。そうするとスパイが日系人収容所に閉じ込められて、活動ができなくなってしまいます。だからこれはアメリカ側の戦略というか、その中には恐らく日本側のスパイ網破壊という思惑は明らかにあったであろうと思います。

そのため、外務省は中立国スペインの人を雇用して、アメリカ合衆国に潜入させて諜報活動を行いました。これは「東（TOU）機関」と呼ばれ、1943年後半期まで日本にアメリカ国内の情報を伝えていましたが、アメリカ側の防諜機関に潰されました。東機関の情報は、貴重なものがあつたようですが、外務省が掴んだ情報を陸海軍は重きを置かず、日本の戦略決定に活かされませんでした。

〔問4〕ソ連以外の国も日本国内にゾルゲと同様のスパイ組織を構築した形跡はあるのか。

〔山田〕日本国内における外国人コロニーの存在を考えると、中国人であったり、あるいは朝鮮の人たちということになりますけれども、これはなかなか、これだという証拠がありません。また、その他の中立国以外の外国人は結局、抑留所というところに収容されてしまって身動きできなくなってしまふんですね。ドイツ・イタリア以外がそうですね。ソ連もそれ以外ですけど。ですからそういう点では、日本も日系人隔離ほど大規模じゃないけれども、抑留所に外国人を閉じ込めたという点では似たところがあります。

〔問5〕ゾルゲ事件以外に日本国内で外国の諜報組織が摘発されたことはあったか。

〔山田〕ゾルゲ事件以外に確証を持って言えるスパイ事件というのはほとんどないですね。ただ日露戦争の時に、フランス人が軍機保護法違反で捕まっている例はあります。それから、警察がどこどこに露探^{ろたん}、露探というのロシアのスパイということ。当時スパイは軍事探偵というふうに呼ばれていまして、略してロシアの軍事探偵、露探ということ。それでどこどこに「露探現る」とかいう記事が新聞に載っているのです。しかし、調べてみると、みんな何かよく分からない、根拠のない話ばかりでして、本当に捕まった露探というの全然ないです。さっきのフランス人が捕まったのは確かなのですが、一体、彼が、どういう情報を流したのかっていうのは全く分からないです。当然新聞にも報道されていませんし、この部分を原資料までさかのぼって調べようとした人がいるんですけども、結局行き着かなかったということなんですね。ですから、どうもそういうことから考えると、日本国内においてゾルゲ事件のような大規模なスパイ事件というのは、それを確かめる証拠というものは今のところ見つけられていないということ。す。

ただ、上海とか、そういう外地においては、これは大いにあり得るということ。特に上海なんかは国際情報戦の坩堝でしたので、ここにスパイが潜入するということは当然あり得るわけで、逆にスパイがいない方がおかしいくらいです。そういう所ですので、日本の支配地まで含めると、かなり大規模なものがあってもおかしくはありませんし、おそらく憲兵レベルではかなり掴んでいたはず。これはその摘発に当時憲兵が当たっていて、ただそういう資料が戦後一切処分されてしまったので、これを追跡することはなかなか難しいですね。

〔問6〕尾崎秀実検挙日の違い（10月14日か15日）は東条内閣成立に関係していたのか。

〔山田〕尾崎が捕まるというのは、憲兵筋ははっきり掴んでいるわけです。憲兵の情報に基づいて警察が動いて捕まえているわけです。ですから、これを東条が知らないわけがないんです。ですからそういう意味では、尾崎を使って、近衛を追い落とすというのは、これはかなり東条の謀^{はかりごと}に近いんじゃないかっていうふうに孫崎さんは見ているのですが、それがあってもなくても、近衛内閣は結局は持たなかったのではないかと思います。

〔問7〕ゾルゲ事件は太平洋戦争開戦に影響したのか。

〔山田〕変化はしないでしょうね。対米戦争に突き進んだことは間違いありませんので、結果としてはそれほど大きな違いはなかったと思います。

〔問8〕ゾルゲが掴んだ情報は、赤軍（ソ連軍）やソ連内でどのように分析され活用されたのか。

〔山田〕先程のウィロビーの説だと、彼は重要な情報を掴んで、スターリンはそれを使ってモスクワを守ったと。まさに一つのスパイのグループの活動によってソ連は救われたのであるという、これはある意味で神話がウィロビーによって作られてしまったのです。実

は、これはその後に大きな影響を与えておまして、基本的にスパイについては、問い合わせがあってもその国は何にも答えないですね。ゾルゲについても、ウィロビーがこのゾルゲ事件について大々的にキャンペーンした時も、当初ソ連は何の反応も示さなかったのです。しかし、先程のウィロビーの、まさにその情報によって救われたんだというところをソ連が逆に使います。ソ連は、1964年になってゾルゲを、ソ連を救った英雄であるといって勲章を出すのですね。さっきのヴェーケリッチとかクラウゼンなんかも勲章を出すんです。ここでまったく地下で動いていたスパイに対して勲章を出すっていう、ゾルゲがスパイ活動によってソ連を救ったんだと、国家的英雄なんだというこれまたフィクションを作ったわけです。で、そのことに当時子どもだったプーチンさんはすごく感激して、情報機関に入るわけです。ですからそういう意味では、かなりいろんな人いろんな影響を与えたという。プーチン氏がゾルゲをすごく信奉したというのは確からしいです。

〔問9〕「宇品港域軍事取締法」についてだが、なぜ宇品港（広島）に限って特別に法律ができたのか。

〔山田〕非常に注意深い方がいらっやいまして、「宇品港域軍事取締法」という、一見すると見過ごしてしまうような法律があるのです。実は、宇品港は民間船も使う普通の港でもあるのです。結構、軍艦というよりどちらかというと商船が使うところです。他の港は、主に要塞地帯法という法律で守られているので、特別に法律を作る必要はないのですけれど、宇品の場合は民間商船も結構出入りする港なので、これは特別にこの「宇品港域軍事取締法」という、そこに限定した法律を作って、要するに要塞地帯法と同じような取締まりをできるようにしたということです。

〔問10〕「伊藤律問題」について知りたい。

〔山田〕「伊藤律問題」は今回触れなかったのですが、ゾルゲ事件の摘発において、一番最初のきっかけになった北林さんという、アメリカ帰りの、アメリカ共産党日本人部にいた人が捕まった。この情報を警察当局に話したのが伊藤律なんだという説があるのです。これは当時の内務省・司法省の記録にそういうことが載っているのです。戦後、司法省の人たちが座談会を開いていまして、そこでは「伊藤律なんて実は何にも関係がないんだよ」ということを言っています。戦後になってウィロビーが報告書を出した時に、伊藤律は現役の共産党の指導部の一人だった。ですから、結局、司法省の人たちの情報とウィロビーが一緒になって、伊藤律を運動から引きずり下ろす、失脚させるという、そういう流れの中で「伊藤律きっかけ説」というのが強調されたのではないかということが言われています。

〔問11〕近衛体制の弱体化が防諜体制の強化にどのように繋がるのか。

〔山田〕これはまさに憲兵を使った言論統制，支配ですね。これは東条の時代だけではなくてその後もずっと続きまして，憲兵を使って，国内で有力な政治家とかそういう人たちが密かに何かを企んでいないか，ということを経兵たちが調べるのです。1945年春に「ヨハンセングループ」の摘発というのがあるんですが，これは近衛上奏文という，戦争はもうやめた方がいいというふうに，近衛が1945年2月14日に天皇に上奏するのです。それに関わった人物は誰かということで，「ヨハンセン」というのは「吉田反戦」の略でして，吉田茂が憲兵に捕まったというようなことがありまして，実際そういう形で監視をしていたということなんです。ヨハンセングループの話は東条内閣が倒れた後の話なんです，それ以前からそういうことを憲兵を中心にやっていたということなんです。

〔問12〕尾崎秀実，ゾルゲの処刑も政治的に利用されたのか。

〔山田〕これもやっぱりそうなんです。やっぱりあくまでも，彼らは共産主義運動再建のために動いていたのだという，そういう流れを作ってそれで処刑されているわけですので，やっぱり国内の締め付けという点です。共産主義運動は，実際にはほとんど当時は抑え込まれていたことは間違いないのですが，しかしやっぱり抑える側にとっては常に心配なのですね。ですからそういうことも利用して締め付けを図るということに使われたと思われま。

〔問13〕尾崎秀実とはどのような人物か。

〔山田〕尾崎秀実についてお話がなかなかできなかったのは残念なのですけれども，彼は中国問題の専門家で，当時の日中関係に対して非常に批判的でありました。ですから日中の戦争と，それから日米の戦争，これに徹底的に反対するというので彼はゾルゲに協力したわけです。ですから彼の強い信念は反戦という点にあったわけで，決して別にソ連のためにとか，ましてやコミンテルンのためにとか彼が本気になって動こうとしたわけではないのです。

〔問14〕ゾルゲ事件について近年新しい資料が出てきたことはゾルゲ事件に対する歴史的な意義付けに変更をもたらすのか。

〔山田〕ロシアで新しい資料が見つかって分かるのは，ゾルゲ情報が本当はどのように使われたのか。それこそソ連が戦後ゾルゲを英雄にして「ゾルゲはソ連を救ったんだ」ということで，これはこれでソ連国内の精神動員に使ったんだと思うんですけど，本当にそうだったのかということは，これからの資料の出方によってかなり分かってくるのではないかと思います。

〔問15〕東条英機はゾルゲ事件や検挙に何らかの関与はしているのか。

〔山田〕これは大いに関与していたと思います。つまり陸軍大臣ですから憲兵を統括していて，しかも東条という人物は何で功績をあげた人物なのかというと，関東軍の憲兵司令官，

これをやっていた時代に、非常に陸軍の中での業績を上げるのです。反満抗日運動の取締りに際しては、裁判にかけないで捕まえた人たちを731部隊に送り込んで「マルタ」にして使わせるとか、そういうルールを敷いたのは東条です。ですからそういう意味では、まさに憲兵をどう使うかという点では、彼は異常な力を発揮した人物なのです。ですからそういう点でも、東条の子飼いとと言える憲兵の上層部が近衛に直前に辞職を迫りに行ったりしているところをみると、やはりこれは東条が非常に深く関わっていたということが言えるかと思います。

〔問16〕ゾルゲ事件が日中戦争にどのような影響を与えたのか。

〔山田〕これはなかなか分からないんですよね。ゾルゲの関心が中国になかったわけではないと思うのです。もともと中国にいたわけですから。ですけど、この1941年の活動が日中戦争にどういう影響を与えたのかというのはなかなか分かりづらいですね。

〔問17〕現在のロシアのスパイはどのような場所で活動しているのか。

〔山田〕それは私には分かりませんが、「HUMINT（ヒューミント）」というのですけれども、人がどこかに潜入して情報を得るといのは今でもないわけではないのですけれども、インターネットの情報とか、ハッキングしていろんなコンピューターを乗っ取って情報を抜いてしまうという方が、今では情報戦としては組織的に行われている可能性が大きいです。これは政治や軍事だけじゃなくて、産業スパイ的なものも相当あるかと思っています。

〔問18〕ゾルゲがソ連に送った情報は死刑に処せられるほどのものだったのか。

〔山田〕これはすごく重要なご質問です。ゾルゲの罪と罰はバランスが取れているのか。それは非常に重要なご指摘で、つまり、ゾルゲはどのようにして死刑にならなければいけなかったのかということで、形の上では、さっきの御前会議情報とか、国防保安法なんかによれば最高刑死刑だということになるんですけども、どうもこれは捕まえた方も、国防保安法だけで死刑にするのは無理があるというふうに考えたらしくて、また軍機保護法だけでもちょっと怪しい。だから治安維持法を重ねたのだと思います。ですから共産党再建運動だっていうことにして、治安維持法と国防保安法と軍機保護法、三重にして、それで最高刑の死刑に持っていったということなのですが、これはやっぱりこういう大きな損害を日本に与えたから死刑なんだということを論理的に説明できていないのです。そこが実はこのゾルゲ事件の、未だにきちんとしていないところということですね。

〔問19〕ゾルゲの生い立ちと思想の背景はスパイ活動にどのような影響を与えたのか。

〔山田〕ゾルゲはドイツ兵として第一次世界大戦に参加して、非常に悲惨な光景を見て、強い反戦の思想を持ったと言われていています。ですから彼の行動の一番のベースのところにはそれがあり、戦争をいかに防ぐかというところで努力をした部分があるんだというふう

に思いますね。

〔問 20〕現在の日本政府内に情報収集やスパイ活動をする機関はあるのか。

〔山田〕現在、内閣と防衛省、警視庁に情報収集や「防諜」を担当する組織は存在します。現在防衛費の問題で、どんどん増やせみたいな、そういう風潮が強まっていますけれども、当然公表はしないと思いますが、そういう情報関係の強化というのは、必ず軍拡には伴います。そういうところが逆になければいくら武器だけ増やしても、正確な情報が無ければ何にもならないし、ただそういう形で情報機関を増強していくと、必ず一番最初にお話しした、外敵に備えるだけではなくて、内敵にも備えなければダメだという、こういう意見も出てくるのです。そうなる、そういう情報機関というのは非常に厄介な働きをするということがあると思います。だからそういうのは、いかに歯止めをかけるかという、そこが問題だと思いますね。歯止めなくやっていると、必ず何か、自分で自分の首を絞めるようなことになってくるのではないかと、私は危惧します。

〔問 21〕現在の特定秘密保護法と戦前の治安維持法・軍機保護法に関連性はあるのか。

〔山田〕そういう秘密法法制というのは、やはり戦前の事例を考えると、先ほど言いましたようにいかにそこに歯止めをかけるか、あるいは人権を保護するかという、その観点がちゃんと組み込まれていないと、何かの拍子にとんでもなく濫用されてしまうということがあるわけです。特に秘密に関わるものというのは、その秘密がなんであるか明かしてくれて言っても、裁判で明かされないわけですから、何か訳の分からないことによって裁かれるなんていうことが起きてしまう恐れがあるので、ここはやっぱり注意をしなければいけない。ただどうしてもスパイを取り締まれというのは、かつてほどではないかもしれませんが、もしそういう実態があるのならば、当然取り締まって然るべきという考え方は台頭してくる可能性があります。

それからいろんな人の口をふさぐ結果になるのです。防諜というけれど、結局言論の封殺なんですね、これは明らかに。ですからこれは明らかにいろんなところに及んでくるのであろうと思います。

〔追記〕

本稿は、2022年12月3日（土）対面・オンラインのハイブリッド方式で行われた第13回企画展記念講演会「ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化——『国際諜報団事件』公表から80年——」の書き起こしに加筆・修正したものです。

ゾルゲ事件を通じて見えてくる近衛体制の弱体化と東条体制の強化
——「国際諜報団事件」公表から80年——
(講演会レジュメ)

明治大学平和教育登戸研究所資料館長 山田 朗 (文学部教授)

はじめに (本報告の目的)

- 〔1〕 ゾルゲ事件にいたる戦前日本の防諜政策の特徴について確認する。
 - 〔2〕 登戸研究所で開発・製造された防諜用憲兵資材について解説する。
 - 〔3〕 特高・憲兵によって行われたゾルゲ事件摘発の政治的意味について考察する。
→ 政治的意味：近衛体制の弱体化，東条体制の強化
- ※ **【展示】** は企画展展示の必見のポイント。詳細は当館 WEB サイト参照

I 戦前日本の防諜政策

1 ゾルゲ事件とは

- 〔1〕 リヒャルト・ゾルゲ (1895-1944) を中心とした「国際諜報団」の検挙事件
1940 年後半期から内偵：憲兵・特高警察・外事警察
警視庁特高課・外事課による検挙は 1941 (昭和 16) 年 9 月～1942 年 6 月
司法省による事件公表は 1942 年 5 月 16 日
- 〔2〕 35 名が検挙され，17 名に有罪判決，ゾルゲ・尾崎秀実 2 名が死刑，5 名が獄死
治安維持法・国防保安法・軍機保護法・軍用資源秘密保護法違反とされた。
- 〔3〕 事件が有名になったのは，1949 年 2 月の「ウイロビー報告書」
米ソ冷戦の激化を背景に，「国際共産主義の脅威」を強調
- 〔4〕 ソ連崩壊以後，ゾルゲ事件の一次資料が公開され，近年，研究が進展している。

2 〈思想戦〉の一環としての防諜

- 〔1〕 国家総力戦としての第一次世界大戦
戦時の武力だけでなく，平時からの〈思想戦〉の重要性が認識された。
→ 国家総力戦を想定した「国防思想」の普及・宣伝
- 〔2〕 〈思想戦〉の要としての防共思想の普及
→ 国防とは外敵からの防衛だけでなく，内敵 (思想敵) からの防衛という考え方
→ 共産主義者はソ連 (仮想敵国) の手先であるという宣伝の拡大
→ 防諜は国内における〈思想戦〉，治安維持のためにも必要とされた
- 〔3〕 〈思想戦〉における最大の武器としての治安維持法 (1925・大正 14 年公布)
1928・昭和 3 年 治安維持法の最高刑が死刑に **【展示】** 治安維持法と特高警察
1928・1929 日本共産党への弾圧
内敵 (思想敵) の範囲は次第に拡大，言論・思想統制へ **【展示】** 横田喜三郎への弾圧

3 戦時における防諜法令の強化

- 〔1〕 軍機保護法 (1899 制定) の改正 (1937・昭和 12 年) → **【資料 1】**
「軍事上の秘密」の認定者を陸海軍大臣とする
最高刑を死刑とする
- 〔2〕 関連法令の整備 **【展示】** 防諜関連法令の整備
防空法 (1937), 国境取締法 (1939), 軍用資源秘密保護法 (1939), 改正要塞地帯法 (1940),

宇品港域軍事取締法（1940）

- 〔3〕 国防保安法の成立（1941・昭和16年公布） → 【資料2】
国防上秘匿を要する外交・財政・経済その他の国務，軍事以外の秘密漏洩を罰する
最高刑は死刑 【展示】国防保安法公布と全国一斉防諜キャンペーン
軍機保護法改正・治安維持法・国防保安法によって戦前における防諜法体系は完成

II 戦前日本における防諜機関と防諜兵器の開発

1 防諜と諜報・謀略：表裏一体性

- 〔1〕 防諜：憲兵隊（陸軍省兵務局）・外事警察・特高警察（内務省警保局）
防諜は，陸軍にとっては防諜・諜報・謀略・宣伝という〈秘密戦〉の1要素
→ 防諜のためには諜報（敵組織の探知・調査），謀略（敵組織の壊滅）も必要になる
- 〔2〕 防諜には諜報・謀略機関も動員される
憲兵隊（防諜の中心的担い手）
特務機関員：主に憲兵を長とし，下士官・兵・大陸浪人・現地人雇員から成る
- 〔3〕 〈思想戦〉の担い手としての司法省・思想検事
内務省警保局と連携して〈思想敵〉を起訴

2 内務省警保局の動向

- 〔1〕 改正軍機保護法の運用
日中戦争開始前後に各地に官主導で防諜組織が結成される（1937年～）
青年団などを中心に防諜団・防諜連盟・防諜協会等の名称で組織される
→ 軍事基地や軍事関連施設を持つ市町村に集中
→ 実態は，防諜を名目にした事実上の精神・思想動員組織
- 〔2〕 防諜組織の整理統合（1940年） 【展示】「一億総防諜戦士」に到るまで
→ 内務省警保局が指導し，各種防諜組織を警防団に統合
→ 指導のための印刷物を配布，講演会，懇談会，映画会，展覧会を実施
→ 「防諜週間」の設置（1941年）

3 登戸研究所第一科で開発・製造された防諜兵器（憲兵資材）

- 〔1〕 不法電波検査器材
電波波形識別装置 → オールウェーブ電波受信機（鑑波器）
可搬性方向探知機 → 携帯用電波探知機（3カ所から電波の探知，発信地を限定）
小型感度確定器：ごく近距離から電波が出ていると反応
- 〔2〕 携帯用無線器材

4 登戸研究所第二科で開発・製造された防諜兵器（憲兵資材）

- 〔1〕 防諜と諜報は表裏一体
諜報器材の研究・開発が防諜にも役立つ
例：秘密インキの研究・開発 → 秘密インキの解読法（防諜）
- 〔2〕 日中戦争における防諜・諜報・謀略戦の激化（1939年）
陸軍は特殊憲兵による科学装備部隊の編成を決定 【展示】防諜体制と「ヤマ機関」
→ 登戸研究所は野戦憲兵科学装備案を作成
→ いち早く憲兵の科学装備化を進めたのが関東軍憲兵司令部
- 〔3〕 防諜用憲兵器材の量産化

Ⅲ ズルゲ事件の摘発とゾルゲ機関の全体像

1 ズルゲ事件の摘発：容疑者の検挙

〔1〕「国際諜報団」の摘発

1941年9月～「国際諜報団事件」、1942年1月～「中共諜報団事件」の2段階検挙
捜査の主体は警視庁特高課・外事課、憲兵隊と司法省（思想検事）が協力
取り調べを受けた者100名以上

全部で35名が検挙、17名が「諜報機関員」、18名が「情を知らざる者」とされた
19名が起訴され、17名有罪、1名無罪、1名未決勾留中獄死

〔2〕「ゾルゲ諜報団」の検挙①（1941年）：起訴された者のみ

9月27日 北林トモ（洋裁業・アメリカ共産党日本人部）和歌山で検挙

10月10日 宮城與徳（洋画家・アメリカ共産党日本人部）

13日 九津見房子（会社員） 【展示】ラムゼイ機関の主要メンバー
秋山幸治（無職）

14日 (15日) 尾崎秀実（評論家・満鉄調査部嘱託、元近衛文磨内閣嘱託）
一般には15日とされているが、14日の可能性が高い【文献〔7〕】

17日 水野成（坂本記念会支那百科辞典編集員）

18日 リヒャルト・ゾルゲ（独『フランクフルター・ツァイトゥング』紙特派員）
ブランコ・ド・ヴーケリッチ（仏・アヴァス通信社員）
マックス・クラウゼン（通信技師・蛍光複写機製造業）

22日 川合貞吉（大日本再生製紙勤務）

29日 田口右源太（ロープ原料商）

11月19日 アンナ・クラウゼン（無職・M.クラウゼンの妻）

12月15日 山名正実（東亜澱粉勤務）

【この年 犬養健（犬養毅の子、尾崎秀実の知人）、起訴されるも無罪】*

〔3〕「国際諜報団」+「中共諜報団」の検挙（1942年）

1月4日 船越寿雄（支那問題研究所長）

【3月 西園寺公一（元老西園寺公望の孫、近衛ブレン）、起訴され有罪】*

3月31日 河村好雄（満州日日新聞上海支局長）

4月11日 小代好信（博道社洋紙店勤務）

6月8日 安田徳太郎（開業医・医学博士）

*犬養健と西園寺公一は、尾崎秀実との関係で起訴され、犬養は無罪、西園寺は有罪判決を受けたが、公表された「ゾルゲ事件」の被告・有罪者には含まれていない。

2 ズルゲ機関の全体像

〔1〕司法省の発表（1942年5月16日）

【展示】ゾルゲ事件とは
コミンテルン〔国際共産党〕本部より「赤色諜報団組織確立」も指令を受けて派遣されたゾルゲ（1933年来日）がヴーケリッチを加え、順次、宮城・尾崎・クラウゼンら
を加入させた「内外共産主義者より成る秘密諜報団体」

→ 共産主義者＝スパイ＝売国奴という図式の強調

〔2〕米陸軍「ウイロビー報告書」の指摘（1949年2月）

ウイロビー少将は当時、GHQ G2 部長

→ 『赤色スパイ団の全貌：ゾルゲ事件』原題 Shanghai Conspiracy (1952)

ゾルゲを首魁とする赤色陰謀団は、世界スパイ史空前のもの

「現在及び未来の警告となり得る」

→ 共産主義者が国家機関・マスコミなどに入り込んでスパイ活動を行うとともに

世論を誘導する、その典型事例がゾルゲ事件、だとする

- [3] **最近の研究によれば** (旧ソ連崩壊後、文書資料が公開され、研究が進んだ) :
ゾルゲはソ連赤軍情報本部 (第4部 GRU) に属するスパイ
ジャーナリストとしてドイツ大使館、日本の上層部・軍部に各種情報を提供
→ ゾルゲはソ連側からは「二重スパイ」ではないかと疑われていた
ソ連が極東・日本情勢を把握するために送り込んだ機関の一つ【文献〔6〕 p.173】
ゾルゲ機関自体としては小規模なもの【文献〔7〕 p.359】

3 ゾルゲ機関の目的

【展示】 ゾルゲがソ連に送った情報とは

- [1] 内務省・司法省の見方 (戦中) によれば :
コミンテルンの指令を受けて、日本の共産主義運動を再建するとともに、「合法を偽装し、巧妙なる手段により我国情に関する秘密事項を含む多数の情報を入手し」コミンテルンに提供
→ 北林検挙のきっかけとなったのは伊藤律 (勾留中の共産党幹部) の供述とする。
→ 実際には、伊藤供述よりも前に北林への内偵は始まっていた。
- [2] ウィロビーの主張 (戦後) によれば :
1941年7月以降の日本の重要な国家戦略、軍事戦略を入手
ゾルゲの「日本軍はソ連攻撃の意志なし」との情報に基づき、ソ連はシベリア師団を西部戦線に送ることができ、モスクワ防備を完うすることができた、とする*
→ ゾルゲの活動がソ連を救った。それほどスパイは大きな影響を与えた、とする
*この説は、現在でも多くの書籍で踏襲されているが、ゾルゲ情報がシベリア師団の西送の決め手となったのかを疑う研究もある【文献〔7〕 p.315】
- [3] **最近の研究によれば** :
戦中の内務省・司法省 (取り調べ・裁判) 資料は、強いバイアスがかかっている
世界的に流布してきたウィロビー的解釈は明らかに冷戦の産物
ゾルゲが1941年6月の独ソ開戦情報をドイツ大使館から入手し、赤軍に通報したのは確か (ただし、信用されず)。
ゾルゲが日本の御前会議 (7月2日、9月6日) の内容を入手したことは確かだが、8月中は日本軍の北進の可能性も通報している。
ゾルゲはソ連に情報を送りつつ、日本による対米戦争をも阻止しようとしていた。
→ 米駐日大使ジョセフ・グルーや米『ヘラルド・トリビューン』紙ジョセフ・ニューマンに情報を提供

IV ゾルゲ事件の摘発側の意図・目的

1 特高警察と憲兵の関係

- [1] 電波探査などでは憲兵が主役になった (と考えられる)【文献〔6〕 p.134】
ゾルゲは約400通の情報発信をしている (主に無線電信)
クラウゼンは次第に危険を察知してか、発信量を減らしている【文献〔8〕】
- [2] それでも捜査は内務省 (特高警察) 主導となった理由
憲兵による尾行をドイツ大使館 (オット駐日大使、ゲシュタポ・マイジンガー大佐) が強く抗議 (ゾルゲはナチ党员でもあった)
- [3] 陸軍の親独派軍人はゾルゲと交流があった
軍務局長・武藤章少将、馬奈木敬信大佐、山県有光大佐、西郷従吾少佐ら
また、藤井茂海軍中佐も西園寺公一に情報を提供、西園寺は尾崎に提供していた。
[2] [3] によって、陸軍はゾルゲ機関摘発の主役にはなれなかった、と思われる。

2 内務省（特高警察）側の意図・目的

- (1) 国内における共産主義運動の再建阻止の一環としての摘発
ゾルゲ事件摘発とほぼ同時に、中共諜報団事件、横浜事件、満鉄調査部事件などの摘発を実施
共産主義者＝スパイという図式を強調して国内の引き締めを図る
- (2) 国家上層部のリベラル派（新英米派）への威圧

3 陸軍（憲兵）側の意図・目的

- (1) 近衛文麿の側近を狙う
昭和研究会・朝食会のメンバーであった尾崎秀実（西園寺・犬養など）をマーク
- (2) 対米開戦か否かの分岐点での尾崎検挙
9月6日 御前会議，10月上旬までに和戦の決定をする旨を決定
10月12日 荻外荘五相会談，外交による妥協，中国駐兵問題で激論
近衛首相・東条陸相間で妥協成立
憲兵司令部本部長・加藤泊治郎，総辞職，東条の首相就任を訴える
10月14日 早朝，尾崎秀実検挙（15日説もある）
閣議，開戦論（東条）に対して近衛沈黙，閣内不一致に陥る
この日のうちに近衛首相，総辞職を決意
企画院総裁・鈴木貞一，東条からの伝言として東久邇宮稔彦内閣を進言
10月16日 近衛内閣総辞職
10月18日 東条英機内閣成立
- (3) ソルゲ事件公表の時期（1942年5月16日） **【展示】 憲兵を利用した東条体制の確立**
4月30日 第21回総選挙（翼賛選挙）
5月15日 閣議，大政翼賛会改組を決定
各種国民団体を傘下に入れ，町内会・部落会を強化
5月16日 ゾルゲ事件公表
5月20日 翼賛政治会結成（事実上の一党独裁体制となる）
→ゾルゲ事件公表は，東条体制の強化のための宣伝材料（国民引き締め）に利用されたと考えられる

おわりに

- (1) 戦中・戦後につくられたゾルゲ事件のイメージは，それ自体が「情報戦」の産物だったといえる。
- (2) ゾルゲ事件の公表は東条体制の強化のための材料として使われた。

資料編

【資料1】軍機保護法（1899年7月15日制定，1937年8月14日改正）

第一条 本法ニ於テ軍事上ノ秘密ト称スルハ作戦，用兵，動員，出師其ノ他軍事上秘密ヲ要スル事項又ハ函書物件ヲ請フ前項ノ事項又ハ函書物件ノ種類範囲ハ陸軍大臣又ハ海軍大臣命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二条 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者ハ六月以上十年以下ノ懲役ニ処ス

軍事上ノ秘密ヲ公ニスル目的ヲ以テ又ハ之ヲ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄スル目的ヲ以テ前項ニ規定スル行為ヲ為シタル者ハ二年以上ノ有期懲役ニ処ス

第三条 業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

業務ニ因リ軍事上ノ秘密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ公ニシ又ハ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ四年以上ノ懲役ニ処ス

第四条 軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ他人ニ漏泄シタルトキハ無期又ハ二年以上ノ懲役ニ処ス
軍事上ノ秘密ヲ探知シ又ハ収集シタル者之ヲ公ニシ又ハ外国若ハ外国ノ為ニ行動スル者ニ漏泄シタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

出典：現代法制資料編纂会編『戦時・軍事法令集』（国書刊行会，1984年）167-168頁。

【資料2】国防保安法（1941年3月7日制定）

第一条 本法ニ於テ国家機密トハ国防上外国ニ対シ秘匿スルコトヲ要スル外交，財政，経済其ノ他ニ関スル重要ナル国務ニ係ル事項ニシテ左ノ各号ノ一ニ該当スルモノ及之ヲ表示スル図書物件を謂フ

- 一 御前会議，枢密院会議，閣議又ハ之ニ準ズベキ会議ニ付セラレタル事項及其ノ会議ノ議事
- 二 帝国議會ノ秘密會議ニ付セラレタル事項及其ノ会議ノ議事
- 三 前二号ノ會議ニ付スル為準備シタル事項其ノ他行政各部ノ重要ナル機密事項

第二条 本章ノ罰則ハ何人ヲ問ハズ本法施行地外ニ於テ罪ヲ犯シタル者ニ付亦之ヲ適用ス

第三条 業務ニ因リ国家機密ヲ知得シ又ハ領有シタル者之ヲ外国（外国ノ為ニ行動スル者及外国人ヲ含ム以下之ニ同ジ）ニ漏泄シ又ハ公ニシタルトキハ死刑又ハ無期若ハ三年以上ノ懲役ニ処ス

出典：現代法制資料編纂会編『戦時・軍事法令集』（国書刊行会，1984年）170頁。

【参考文献】

- 〔1〕 瀨瀬厚『防諜政策と民衆』（昭和出版，1991年）
- 〔2〕 木下健蔵『消された秘密戦研究所』（信濃毎日新聞社，1994年），増補改訂版『日本の謀略機関 陸軍登戸研究所』（文芸社文庫，2016年）
- 〔3〕 伴繁雄『陸軍登戸研究所の真実』（芙蓉書房出版，2001年，新装版2010年）
- 〔4〕 海野福寿・渡辺賢二ほか編『陸軍登戸研究所—隠蔽された謀略秘密兵器開発—』（青木書店，2003年）
- 〔5〕 渡辺賢二『陸軍登戸研究所と謀略戦』（吉川弘文館，2012年）
- 〔6〕 加藤哲郎『ゾルゲ事件：覆された神話』（平凡社新書，2014年）
- 〔7〕 孫崎亨『ゾルゲ事件の正体：日米開戦とスパイ』（祥伝社文庫，2022年，初出『日米開戦へのスパイ』祥伝社，2017年）
- 〔8〕 A. フェンシュン編『ゾルゲ・ファイル 1941-1945 赤軍情報本部機密文書』（みすず書房，2022年）